痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（概要）

令和５年３月30日　内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。本パッケージは、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたもの。

痴漢被害の現状

○ 16歳から24歳の女性の**10人に1人**が被害（内閣府調査）

○ 被害者の**４分の３以上（76.9％）が10代・20代の若年層**
（令和元年～３年の東京都における検挙。警察庁データ）

⇒ 特に**若年層の女性にとって身近な性暴力被害**となっている。
（ただし、性別・年齢に関係なく被害者となり得ることにも留意が必要）

１．痴漢対策を進める上での基本認識

○ 痴漢は重大な犯罪である
○ 痴漢の被害は軽くない
○ 被害者は一切悪くない
○ 被害者を一人にしてはいけない
○ 痴漢は他人事ではない

２．痴漢撲滅に向けた今後の施策

（１）痴漢を防ぐ取組	**○ 痴漢事犯の実態把握　○ 重点的な取締りの強化　○ 防犯アプリの普及　○ 女性専用車両の導入等** **○ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有　○ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定** **○ 通学路等における安全確保と安全教育　　○ 生命（いのち）の安全教育**
（２）加害者の再犯を防ぐ取組	**○ 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施** **○ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施** **○ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援**
（３）被害者を支える取組	**○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備**(被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動の周知、通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知、捜査段階における負担軽減等) **○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実** **○ 学校における相談体制の充実　○ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応** **○ 被害に遭った受験生の受験機会の確保　○ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化**
（４）社会の意識変革を促す取組	**○ 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施** **○ 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発** **○ 学校における広報・啓発活動の推進　○ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知**
（５）横断的推進のための取組	**○ 政策パッケージの確実な実行のための枠組み** （「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」の開催、継続的なフォローアップの実施 等） **○ 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信　○ 痴漢被害に関する調査等の実施**